

**「輸送の安全の確保に関する命令」の発出****～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～**

令和6年10月24日に、当局が下記事業者に対し、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、下記事業者が運航する船舶について、乗船基準に違反していることが判明しました。

このため、海上運送法第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたのでお知らせします。

**1. 発出年月日**

令和6年12月24日

**2. 事業者の名称及び住所**

事業者名：ジョイポート淡路島株式会社

代表者名：代表取締役社長 鎌田 勝義

住 所：兵庫県南あわじ市福良甲1528-4

**3. 命令の内容**

下記①～⑤に係る措置について、令和7年1月23日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の35に基づき、乗船基準に従った操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
- ③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成する際に、法定職員を適正に確保すること。
- ⑤ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員等に対し、関係法令等について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。

**4. 違反等の概要**

令和6年10月24日に当局が海上運送法第25条第1項の規定に基づく立入検査を実施したところ、乗船基準に従った船長を乗船させないまま運航を行っていた事実が確認された。

**5. 当該事業者に対する違反点数付与状況**

当該違反により付された違反点数 26点

当該事業者が付された累積違反点数 26点

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 担当：小南、吉村 電話：078-321-7058（直通）